

# 本協議会に関するQ & A

## Q 1 : 本協議会委員はどうやって決めたのですか？

A : 本協議会は、事務所長の委嘱により、以下のとおり選定しています。なお、協議会は原則公開としており、必要に応じ委員の追加や協議会へ専門的な知識を有する方の出席を求めることとしています。

学識経験者 : 旭川及び百間川に精通され、それぞれ各分野で研究されている学識経験者を対象としています。

漁業関係者 : 百間川分流部に隣接する漁業関係者を対象としています。

地域住民 : 百間川分流部に属する町内会を対象としています。なお、周辺の町内会については、連合町内会を通じて情報提供や意見聴取を予定しています。

市民団体 : 百間川分流部をフィールドとして様々な活動を実施されている主な団体を対象としています。

関係行政 : 一の荒手や二の荒手など、歴史的な遺構の取り扱いや百間川に係る行政を対象としています。

## Q 2 : 本協議会の会長はどうやって決めるのでしょうか？

A : 本協議会の会長は、第1回協議会において委員の互選により決める予定です。

## Q 3 : 本協議会の任期はどのくらいですか？

A : 本協議会は、分流部の改修工事着手(平成18年度予定)までに提言としてとりまとめることを目指して、約2年間を予定しています。

## Q 4 : 本協議会で何を決定するのですか？

A : 本協議会は、百間川分流部の課題についての共通認識を図るとともに、百間川分流部を改修するに当たり、分流部を取り巻く現状(歴史的治水機能の継承、現況自然環境の適切な保全、既存の計画や地域社会の要望)を踏まえた分流部周辺の利活用方策やより適切な整備・管理についての検討を行い、河川管理者への提言としてとりまとめるものであり、本協議会で改修内容の最終的な意思決定を行うものではありません。

なお、百間川分流部の改修に当たっては、本協議会での提言を踏まえ、河川管理者で個別に判断し、改修事業を行っていきます。

## Q 5 : 協議会の情報公開については？

A : 協議会の開催については記者発表を行うとともに、議論の結果については、岡山河川事務所ホムペにより公開していきます。

また、協議会での議論の進捗を見ながらシンポジウム、フォーラムなどを開催し、岡山市民へも広く情報提供していく予定です。

## Q 6 : 百間川分流部を早急に改修しないといけない理由は？

A : 旭川の改修事業は大正 15 年に着手し、河床掘削や堤防の築堤などを進めています。今後は、流下能力が不足する東西中島地区の改修や取水堰の改築など下流部の改修を予定していますが、市街地であるため、事業調整に長期を要しています。

また、旭川放水路である百間川は、昭和 49 年度に着手し、河床掘削や堤防の築堤、橋梁の改築、護岸整備などを進め、堤防はほぼ完成しています。

なお、百間川分流部には、一の荒手や二の荒手など歴史的な遺構が現存しています。旭川の洪水流量が概ね 2,700m<sup>3</sup>/s に達した場合、現状では一の荒手だけでなく背割堤を越えて百間川へ分流する構造となっています。

こうした場合、状況によっては一の荒手、二の荒手、背割堤などが破壊することになり、旭川と百間川の安全・適切かつ確実な分流機能が失われ、一の荒手や二の荒手などの歴史的な遺構が消失するため、百間川分流部を早急に改修する必要があります。

百間川河口水門の増築と百間川分流部を段階的に改修することにより、百間川分流部の機能が強化されるとともに、戦後最大の平成 10 年 10 月洪水程度で岡山市街地で被害が軽減され、治水安全度を早期に向上させることとなります。

## Q 7 : 河川整備基本方針と河川整備計画とは？

A : 河川法は昭和 39 年に「治水」と「利水」を二本柱として制定されたものですが、平成 9 年の改正では、河川の持つ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりに対応するため、河川管理の目的として、「治水」、「利水」に加え、「河川環境」(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられました。また、新たな河川整備の計画制度が創設されました。

河川環境の整備と保全を求める国民のニーズに的確に応え、河川の特性和地域の風土・文化などの実情を踏まえた河川整備を推進するためには、地域との連携が不可欠です。

このため、河川整備を行う場合、従来の工事实施基本計画に代わり、河川整備の基本となるべき方針に関する事項(河川整備基本方針)については河川審議会の意見を聴き、河川管理者が定め、この基本方針に基づき、具体的な河川整備に関する事項(河川整備計画)については学識経験者、地域住民(NPO等市民団体を含む)、地方公共団体の長の意見を聴き、河川管理者が定めることになりました。

## Q 8 : 本協議会で議論する分流部の対象流量はどうなるのですか？

また、本協議会と河川整備計画との関係は？

A : 旭川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画については、平成 9 年の河川法改正の趣旨に則り、現在、作業中であり、策定まで今しばらく時間を要する状況となっています。

河川整備基本方針及び河川整備計画が定められるまでの間、従来の工事实施基本計画を経過措置により、新河川法に基づき当該河川について定められた河川整備基本方針及び河川整備計画とみなすこととなっています。

これにより旭川及び百間川の改修については、平成 4 年の工事实施基本計画に基づき、

計画高水流量を旭川で 4,000m<sup>3</sup>/s、百間川で 2,000m<sup>3</sup>/s として事業を行っています。

なお、本協議会では、分流部を段階的に改修し、放水路として必要な流量を安全・適切かつ確実に分流できるよう議論することとしています。

また、百間川分流部の最終改修形については、河川整備基本方針の策定に基づき、別途、旭川河川整備計画策定時に検討することとしています。